

地方行政サービス改革の取組状況等(平成30年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
133086	東京都	奥多摩町	町村 II-2

(1)民間委託		【参考】	
直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
		100.0%	99.7%
		100.0%	98.6%
		75.0%	91.2%
		83.3%	94.2%
		91.4%	88.1%
		97.8%	97.9%
		88.7%	96.9%
○	今後も直営で行っていく方針	41.5%	68.3%
		72.2%	91.2%
		44.1%	35.1%
		100.0%	99.1%
		91.5%	96.9%
		100.0%	98.8%
		100.0%	99.9%
		98.4%	99.5%
		100.0%	97.7%
		100.0%	96.2%

※平成30年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(2)指定管理者制度等の導入		【参考】					
公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
3	0	0.0%	直営で運営した方が確かな対応が可能であるため、施設の使用頻度が低く直営で運営した方がコスト的に有利であるため。	0		24.5%	39.2%
2	0	0.0%	直営で運営した方が確かな対応が可能であるため、施設の使用頻度が低く直営で運営した方がコスト的に有利であるため。	0		28.0%	46.9%
0	0			0		22.2%	49.1%
0	0			0		8.8%	13.2%
2	2	100.0%		0		91.2%	87.8%
1	1	100.0%		0		46.8%	76.1%
2	2	100.0%		0		57.1%	58.7%
0	0			0		80.0%	74.1%
0	0			0		66.7%	63.6%
0	0			0		100.0%	48.5%
0	0			0		28.6%	41.7%
12	0	0.0%	直営で運営した方が確かな対応が可能であるため、施設の数も少なく、直営で運営した方がコスト的に有利であるため。	0		0.0%	13.8%
2	1	50.0%	指定管理料が少額となり応募が見込めないため。	0		13.2%	38.0%
0	0			0		14.8%	22.0%
2	0	0.0%	今年度中に指定管理者を導入する予定。	0		4.3%	18.4%
4	0	0.0%	指定管理料が少額となり応募が見込めないため。	0		35.1%	28.0%
1	1	100.0%		0		32.5%	22.2%
1	0	0.0%	今年度中に指定管理者を導入する予定。	1	今年度中に指定管理者を導入し、職員の常駐を解除する予定。	0.0%	51.1%
0	0			0		50.0%	48.2%
0	0			0		0.0%	74.2%
0	0			0		40.0%	50.5%
1	0	0.0%	自治体職員が常駐している施設であり、直営とした方が柔軟な対応ができ、かつコスト的にも有利であるため。	1	管理運営経費の削減のため	35.9%	53.6%
2	0	0.0%	指定管理料が少額となり応募が見込めないため。	0		12.0%	22.7%

(3)窓口業務		【参考】	
設置状況	設置済	予定時期	-

窓口業務の民間委託
委託状況 委託予定無し

類似団体	全国(市区町村分)
設置率	委託率
6.3%	6.3%
	実施率
	11.9%
	委託率
	22.4%

(4)庶務業務の集約化		【参考】	
実施状況	委託状況	対象部局	対象業務
実施予定無し	委託予定無し	首長部局 企業局 教育委員会 その他 給与 旅費 福利厚生 財務会計	

【実施予定無し】及び【首長部局未設置団体】は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

類似団体	全国(市区町村分)
実施率	委託率
19.0%	0.0%
実施率	委託率
27.2%	2.8%

(5)自治体情報システムのクラウド化		【参考】	
実施済	○	類型	実施時期
		自治体クラウド	平成22年度
		単独クラウド	
			自治体クラウドへの移行時期
			実施予定時期
			検討状況
			実施しない理由

類似団体	全国
自治体クラウド	単独クラウド
41.3%	33.3%
23.0%	38.3%

(6)公共施設等総合管理計画		【参考】	
策定済	○	策定予定	策定予定時期

類似団体	全国(市区町村分)
策定割合	策定割合
100.0%	99.6%

(7)地方公会計の整備		【参考】	
作成済	○	作成予定	作成完了予定年度

類似団体	全国(市区町村分)
作成割合	作成割合
85.7%	82.8%

(注1)統一した基準による財務書類の作成については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその年度の開始時点である。

(注2)「作成済」の※印は、平成29年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により平成30年度中に財務書類の作成を行う団体